

令和2年度決算に基づく健全化判断比率等について

令和3年10月29日
高浜市総務部財務G
電話 0566-52-1111 内線 322

- 令和2年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。

| | 健全化判断比率 | 早期健全化基準 |
|----------|---------|---------|
| 実質赤字比率 | — | 13.40% |
| 連結実質赤字比率 | — | 18.40% |
| 実質公債費比率 | △0.1% | 25.0% |
| 将来負担比率 | 18.6% | 350.0% |

- 各公営企業における「資金不足比率」については、令和2年度決算において資金不足を生じた公営企業はないため、該当ありません。
- 健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の審査に付した後、その意見を付して9月定例会市議会へ報告するとともに、住民への公表を行うこととなっております。

1 健全化判断基準について

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

(2) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。

この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

2 各公営企業の資金不足比率について

資金不足比率は、各公営企業の資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

令和元年度においては、下表のとおり、資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当ありません。

(単位：千円)

| 会計名 | 事業規模① | 資金不足額② | 資金不足比率 ②／① |
|---------|---------|--------|---------------|
| 水道事業会計 | 713,820 | — | — |
| 下水道事業会計 | 391,921 | — | — |

(参考 1)

1 財政健全化法の概要について

平成19年6月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。

各地方公表団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化を図ることとなります。

2 早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等への報告、全国的な状況の公表等の規定を設けます。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

3 財政再生基準とは

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表します。また、総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。

財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができません。

※ 早期健全化基準・財政再生基準（高浜市）

| | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|--------|----------|---------|--------|
| 早期健全化基準 | 13.40% | 18.40% | 25.0% | 350.0% |
| 財政再生基準 | 20.0% | 30.0% | 35.0% | |

(参考2)

○各健全化判断比率の算定式

1 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び一般会計等に係る特別会計の実質赤字額
一般会計等に係る特別会計：土地取得費特別会計
- 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

2 連結実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：①+②の合計額
 - ① 一般会計及び公営事業（公営企業以外）に係る特別会計の実質赤字額
公営事業（公営企業以外）に係る特別会計：国民健康保険事業特別会計、公共駐車場特別会計、介護保険（保険事業勘定）特別会計、介護保険（サービス事業勘定）特別会計、後期高齢者医療特別会計
 - ② 公営企業に係る特別会計の資金不足額
公営企業に係る特別会計：水道事業、公共下水道事業

3 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3か年平均)

- 準元利償還金：①～⑤の合計額
 - ①満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額
 - ②公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金
対象公営企業：水道事業、病院事業、公共下水道事業
 - ③組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
対象組合等：衣浦衛生組合、衣浦東部広域連合
 - ④公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出
 - ⑤一時借入金の子
- 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金
基準財政需要額：合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの

4 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○将来負担額：①～⑧の合計額

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額
- ③ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
対象公営企業：水道事業、公共下水道事業
- ④ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当する市からの負担金等見込額
対象組合等：衣浦衛生組合、衣浦東部広域連合
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）
- ⑥ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
対象法人：高浜市土地開発公社
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○充当可能基金額：①～⑥に充てることができる基金

○地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額

今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償還金

5 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○資金の不足額

（法適用企業） 資金の不足額＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

（法非適用企業） 資金の不足額＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

○事業の規模

（法適用企業） 事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

（法非適用企業） 事業の規模＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額